

# 国も市も 無法状態に なりつつある



東京学生寮：70人分の下駄箱があったという。

## 勝手に法解釈をする官僚たち

### ■東京学生寮廃止

この問題は青草子14号でも特集を組んで力を入れて取り組みましたが残念な結果に終わりました。島原藩以来の教育や文化を大切にしたい気風はどこへ消えたのやら。

もっと残念だったのは、その手続きでした。その執行部には教育者と呼ばれる人も多く存在しながら「人としていかなものか？」というような手続きでした。

不当な仕打ちを受けた寮生に対して市が謝罪するという形の和解で裁判は決着しましたが。(2015/12)

### ■行政手続条例を無視

4年間寮で過ごせるはずだった生徒にとって突然の廃寮では、財政面だけでなく、予定外の不利益をこうむります。こうした役所都合による不利益処分では、必ず当事者の意見を聞く公聴会を開かなければならないと、『島原市行政手続条例』に明記されています。

しかし、市役所の官僚たちは、この法を勝手に解釈し、市長には寮生保護者の納得が得られていると報告し、法定の手続きをサボタージュしたのでした。

教育をお金に換算して目先しか見ない議員が多いのもあって「廃止ありき」の流れではありましたが、今そこで生活している人のことを考えない（自分は公務員で寮なんかなくてもやっていける。と、困窮家庭の実情に思いをはせる想像力の欠如した）官僚たちの暴走でした。その違法性を追求できなかった議会も、問題ありですが……

### ■報酬等審議会を設置せず

3月議会では、市長副市長及び議員のボーナス増額の条例が提出されました。当局は全国は上昇傾向だとか近隣市はもっと高いとか都合のいい理由をつけていましたが、われらバラの会は、市民生活はむしろ悪くなっている、実際市民税収も増えていない、として反対をしました。

しかし、そもそも市長や議員の報酬額を決める条例を提出する際は『島原市特別職報酬等審議会条例』で、10人の委員で構成する審議会の意見をあらかじめ聞くものと規定してあります。

自分たちのお手盛りにならないよう、第三者の意見を一応聞きなさいということで、審議会が「よくない」と言っても、従う必要はない。都知事舩添氏の第三者同様、どこまで第三者なのかと報酬審議会無意味論もある。

それでも形式的にでも審議会の意見を聞くことで法外なお手盛りは防げるだろう。

なぜ報酬審議会を設置しなかったのか？！と厳しく追及しましたが、基本給額は触らず、掛け合わせる数値（100分の315とか）を変えるのだから必要ないと身勝手な解釈で逃げ回ったのでした。

この条例の趣旨、お手盛りにならないように第三者の意見を聞く、という趣旨を考えれば、屁理屈も甚だしい論理であります。

このようにして、島原市も国に負けず劣らずの無法社会に突入しようとしています。